

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の旧回数券について

平成26年4月1日から料金改定をさせていただきました、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の平成26年3月31日までに購入された回数券(以下「旧回数券」という。)のご利用期間及び払戻しにつきましては次のとおりですので、ご利用者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 旧回数券のご利用期間について

旧回数券のご利用につきましては、申し訳ありませんが平成26年9月30日をもって終了させていただきます。なお、未使用の旧回数券につきましては無料(手数料)で払戻しを行いますので、お手数ですが払戻しの手続きをお願いいたします。

2 旧回数券の払戻しについて

(1) 払戻し期間

各有料道路の料金徴収期間満了まで払戻しを行います。料金徴収期間満了は、本町山中有料道路は平成34年3月(予定)、三浦縦貫道路は平成42年3月(予定)です。

(2) 払戻しを行う窓口等

○本町山中有料道路旧回数券

本町山中有料道路料金所1階窓口で毎日午前9時～午後5時まで払戻しを行います。

なお、5万円を超える払戻しにつきましては、後日振込による払戻しとなりますので、あらかじめ入金口座をご用意のうえ窓口へお越してください。

○三浦縦貫道路旧回数券

三浦縦貫道路料金所1階窓口で毎日午前9時～午後5時まで払戻しを行います。

なお、5万円を超える払戻しにつきましては、後日振込による払戻しとなりますので、あらかじめ入金口座をご用意のうえ窓口へお越してください。

※上記以外の回数券販売窓口での払戻しは行いませんので、ご注意ください。

(3) 払戻しの金額

払戻しの金額 = (未使用枚数 ÷ 発売枚数) × 発売価格

※券面の金額ではありませんのでご注意ください。

(4) 手数料について

旧回数券の払戻しに伴う手数料は無料です。

(お問い合わせは、横須賀・三浦有料道路管理事務所 046-875-3069 まで)